

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
（行） 発にそ  
（日） 休日は、  
（曜） 日と日  
（金） 当たの翌

## 目 次

◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の  
部改正

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第三十四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年七月二十日から施行する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

3の項中

一般国道五三号線 八頭郡用瀬町大字用瀬五三番地地先から同地内三三番地地先までの間

九五〇メートル

三〇キロメートル

を

一般国道五三号線 八頭郡用瀬町大字用瀬五三番地地先から同地内三三番地地先までの間

九五〇メートル

三〇キロメートル

一般国道九号線 気高郡気高町大字奥見字船越一三六番の一地先から同町大字奥見字水尻一〇一七番地の一五地先までの間

四五〇メートル

高速車  
五〇キロメートル

一般国道九号線 東伯郡泊村大字泊字種ヶ谷六番の五地先から同村大字園字釜屋谷一、七八三番の一地先までの間

一、八四〇メートル

高速車  
五〇キロメートル

一般国道九号線 東伯郡泊村大字種ヶ谷六番の五地先から同村大字園字釜屋谷一、七八三番の一地先までの間

一、八四〇メートル

高速車  
五〇キロメートル

一般国道九号線 東伯郡泊村大字種ヶ谷七、九二番地地先から同地内一、四〇〇番地地先までの間

七〇〇メートル

右 同

一般国道九号線 東伯郡羽合町大字久留一八一番地地先から同地内五〇番地地地先までの間

五〇〇メートル

右 同

一般国道九号線 東伯郡羽合町大字田後二二番の二地先から同地内四三二番の二地先までの間

六〇〇メートル

右 同

一般国道九号線 東伯郡北条町大字弓原三三〇番地地先から同町大字下神字築田一七五番の二地先までの間

四〇〇メートル

右 同

に、

を

に、

<p>一般国道九号線 岩美郡岩美町大字岩井二八九番地地番地地先までの間</p>	<p>三〇〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (右同)</p>	<p>を</p>
<p>一般国道九号線 岩美郡岩美町大字岩井字太田二八五番地地先から同町大字岩井字前河原三三八番地地先までの間</p>	<p>六五〇メートル</p>	<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>	<p>に</p>
<p>一般国道九号線 岩美郡岩美町大字蒲生字稲荷砂田八五五番地先から同町大字馬場字船越一四八番の一先までの間</p>	<p>三〇〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>に</p>
<p>一般国道五三三号線 岡山鳥取線八頭郡河原町大字河原七渡一木二六五番地地先までの間</p>	<p>九四〇メートル</p>	<p>三〇キロメートル</p>	<p>を</p>
<p>一般国道五三三号線 八頭郡河原町大字渡一木二六五番地の三先から同町大字長瀬八番地の二地先までの間</p>	<p>九四〇メートル</p>	<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>	<p>に</p>
<p>一般国道九号線 鳥取市湖山町九三二番地地先から同市同町字池淵外浜一七五番地先までの間</p>	<p>一、八〇〇メートル</p>	<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>	<p>を</p>
<p>一般国道九号線 鳥取市湖山町九三二番地地先から同市同町字池淵外浜一七五番地先までの間</p>	<p>一、八〇〇メートル</p>	<p>高速車・中速車</p>	<p>を</p>

<p>同町字池淵外浜一、七五一番地先までの間</p>	<p>一、八〇〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル</p>	<p>を</p>
<p>一般国道九号線 鳥取市伏野無番地先(県道金沢伏野線の交差点西側)から同市内一、一七番地地先までの間</p>	<p>五〇〇メートル</p>	<p>高速車 五〇キロメートル</p>	<p>に</p>
<p>一般国道九号線 鳥取市白兔六八九番地地先から同市内白兔隧道東口までの間</p>	<p>二五〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>に</p>
<p>一般国道二九号線 鳥取市海蔵寺地内因美線海蔵寺踏切東側から同市桂木二八〇番地地先までの間</p>	<p>九〇〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>を</p>
<p>一般国道二九号線 鳥取市杉崎二八〇番地地先から同市内五一九番地地先までの間</p>	<p>二五〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>を</p>
<p>一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕五四一、九六七番の四地先までの間</p>	<p>九〇〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>を</p>
<p>一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕五四一、九六七番の四地先までの間</p>	<p>九〇〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>に改める。</p>
<p>一般国道九号線 西伯郡中山町岡一七五番の一先から同地内一八八番の三地先までの間</p>	<p>四〇〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>に改める。</p>
<p>一般国道九号線 西伯郡名和町大字西坪八二番の三先から同町大字御米屋二二五番地の一先までの間</p>	<p>一、一〇〇メートル</p>	<p>右同</p>	<p>に改める。</p>

4の項中

一般国道九号線、鳥取市浜坂字ウツロ谷一、〇三三番の三地先から同市寛寺地内酒田橋東詰までの間	二六〇メートル	小型特殊自動車を追越す場合を除く
一般国道九号線、鳥取市丸山町二四九番地の二地先から同市安長一七〇番地先までの間	一、八〇〇メートル	〃

一般国道九号線、鳥取市浜坂字鶴殿谷一、〇六八番の一地从り同市寛寺地内洞田橋東詰までの間	八五〇メートル	小型特殊自動車を追越す場合を除く(ただし、砂丘トネル方面に向う場合を除く。)
一般国道九号線、鳥取市丸山町二四九番地の二地先から同市安長一七〇番地先までの間	一、八〇〇メートル	小型特殊自動車を追越す場合を除く。

一般国道九号線、東伯郡泊村大字泊字種ヶ谷六番の五地先から同村大字園字釜屋七八三番の二地先までの間	一、八四〇メートル	〃
一般国道九号線、東伯郡泊村大字泊字種ヶ谷六番の五地先から同村大字園字釜屋七八三番の二地先までの間	一、八四〇メートル	〃

一般国道九号線、東伯郡羽合町大字宇野一、九八〇番の二地先から同町大字長瀬の間の間	四五〇メートル	〃
一般国道九号線、東伯郡泊村大字泊字種ヶ谷六番の五地先から同村大字園字釜屋七八三番の二地先までの間	一、八四〇メートル	〃

に、を、に、を

一般国道九号線、東伯郡赤碕町大字赤碕五、四一、九六七番の四地先までの間	九〇〇メートル	〃
一般国道二九号線、八頭郡若桜町大字浅井二、五九番の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番の三地先までの間	七五五メートル	〃

一般国道九号線、東伯郡赤碕町大字赤碕五、四一、九六七番の四地先までの間	九〇〇メートル	〃
一般国道九号線、西伯郡中ら町内一七八番の三地先から同町内一八八番の三地先までの間	四〇〇メートル	〃

一般国道九号線、西伯郡三和町大字西坪一八二番の三地从り同町大字御米屋二、五番地の二地先までの間	一、一〇〇メートル	〃
一般国道二九号線、八頭郡若桜町大字浅井二、五九番の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番の三地先までの間	七五五メートル	〃
一般国道二九号線、鳥取市雲山字前田一七、五番地の二地先から同市大字四番地の間の間	七〇〇メートル	〃

5の項中

岩美郡岩美町大字浦富一、四五八の四番地地先  
カドヤ電器店横  
を

岩美郡岩美町大字浦富一、四五八番地の四地先  
に改める。



米子市明治町二番地の二地先	米子市東町三五番地地先	米子市皆生一、九〇六番地地先	米子市皆生一、八七八番地地先	米子市上福原一、五二二番地地先	米子市末広町一四番地地先	鳥取市御弓町三六番地地先	鳥取市御弓町三六番地地先	鳥取市東町二丁目三二五番地地先	鳥取市西町五丁目一〇一番地地先	6の項中	一般国道二九号線 鳥取市吉方一、二六番地地先から同市田島字見尾一三八番の四地先までの間	一般国道二九号線 鳥取市雲山字前田一七八番地の地先から同市田島字見尾一三八番の四地先までの間	一般国道九号線 気高郡青谷町大字長瀬九二四番の地先から同地内官有無番地先までの間	一般国道九号線 東伯郡羽合町大字田後二二三番の二地先から同地内四三三番の二地先までの間
											三、七〇〇メートル	五、〇〇〇メートル	五二六メートル	六〇〇メートル
											車両(二輪のもの)を除く。	車両(二輪のもの)を除く。	"	"
											を	に、	を	を

一般国道九号線 気高郡青谷町大字長瀬九二四番の地先から同地内官有無番地先までの間	一般国道九号線 東伯郡泊村大字泊字種ヶ谷六番の五地先から同町大字園字金屋谷一七八三番の一地先までの間	一般国道九号線 東伯郡羽合町大字野一、九八〇番の二地先から同町大字長瀬〇三三番の一地先までの間	一般国道九号線 東伯郡羽合町大字田後二二三番の二地先から同地内四三三番の一地先までの間	一般国道九号線 東伯郡北条町大字弓原三三〇番地の地先から同町大字下神字築田一七五番の二地先までの間	大字黒谷字竹ヶ鼻一八番地先	大字黒谷字竹ヶ鼻一八番地先	大字黒谷字竹ヶ鼻一八番地先	岩美郡岩美町大字大谷字筒竹二、二一六番の一地先	岩美郡福部村大字湯山字鳥越一、九〇九番の一地先	一、九〇八番の一地先	5二六メートル	一、八四〇メートル	四五〇メートル	六〇〇メートル	四〇〇メートル
											"	"	"	"	
											"	"	"	"	
											に改める。	に改める。	に改める。	を	



〃	〃	〃	三八八番地の一地先	一
---	---	---	-----------	---

〃	湖山町二、八二九番の四地先	一
---	---------------	---

〃	湖山町二、八二九番の四地先	一
---	---------------	---

〃	田島字見尾杖一三八番の四地先十字路	三
---	-------------------	---

〃	津ノ井三六二番地地先	一
---	------------	---

〃	大工町頭一九番地地先	一
---	------------	---

〃	元大工町三三番地地先	一
---	------------	---

9の項中

一般国道九号線 気高郡青谷町大字井手字  
竹下谷三七九番の一地先から同町大字長和  
瀬字宮島九二〇番の一地先までの間

一、〇八〇メートル

を

一般国道九号線 気高郡青谷町大字井手字  
竹下谷三七九番の一地先から同町大字長和  
瀬字宮島九二〇番の一地先までの間

一、〇八〇メートル

に改める。

一般国道九号線 岩美郡岩美町大字蒲生字  
峠二五八三番の五地先から同町大字洗井  
字宮の後九六八番の一地先までの間

一、八五〇メートル

に改める。

を